

別表

健康長寿推進企業等知事表彰 表彰基準

次の項目のうち、3つ以上の項目に該当し、健康づくりの取組が他の模範と認められ、「健康経営」に資するものであること。

- (1) 健（検）診受診率向上のための取組を実施している。
- (2) 食生活・運動習慣の改善のための取組を実施している。
- (3) たばこ対策の取組を実施している。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を実施している。
- (5) メンタルヘルス対策の取組を実施している。
- (6) その他、従業員やその家族の健康づくりのための取組を実施している。
- (7) 事業活動や社会貢献活動の一環として、地域住民の健康づくりに資する取組を実施している。